

1. 件名：「新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽原子力発電所第7号機)【30】」

2. 日時：令和5年9月14日 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官、他担当者7名

(技術基盤グループ 地震・津波研究部門)

担当者2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 グループマネージャー、他担当者9名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和5年1月30日及び令和5年7月6日付けで申請がなされた柏崎刈羽原子力発電所第7号機の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の認可申請(第1回及び第2回分割申請)に関して、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。これに対し、原子力規制庁は、引き続き確認することとした。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事の計画に係る説明資料(大型航空機衝突に係る説明資料)(第1回申請)(非公開※)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上